

呉羽射水山ろく用水土地改良区だより

呉羽射水山ろく用水土地改良区

2020

令和2年6月25日

発行所

富山市西押川1571-2

呉羽射水山ろく用水土地改良区

TEL (076) 434-3366

FAX (076) 434-3342

E-mail: sanroku@ivory.plala.or.jp



豊かな大地を育む

水土里ネット呉羽射水山ろく 土地改良区だより

◆立山連邦を望む◆



◇開ヶ丘◇



◇山本地内高速道路◇



ごあいさつ

理事長 山崎 修

初夏の候、組合員、関係機関の皆様には新型コロナウイルス感染予防で御不自由な日々をお過ごしのこととお見舞い申し上げます。併せて、本土地改良区の運営と事業の推進には、変わらぬご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年、本土地改良区は、昭和45年設立から50年の節目を迎えました。これも多くの先人の皆様方・関係機関の皆様方・組合員の皆様方のおかげと感謝しております。これからも、60年・70年と続くであろうこのすばらしい水利施設を守り、有効利用して頂き、後人に繋いでいけるように、役員・職員一同勤めてまいります。組合員の皆様には、これからも変わらぬご理解・ご協力をお願い申し上げます。

さて、本年度事業については、県営農村地域防災減災ため池事業2件「平岡地区」・「射水池多地区」、県単独土地改良事業2件「山本新地区」・「平岡地区」を実施する予定にしております。その他「吉作地区」の柿ノ木原池廃止事業・「山本地区」の室住池水位計設置事業を計画しております。関係地区の皆様のご協力をお願いいたします。

ただ、先の総代会で承認頂いた50周年記念事業については、現状では内容の変更が必要と考えております。どうかご理解頂きます様お願い申し上げます。

これから梅雨期に入りますが、突然の集中豪雨などに対し用排水路等の管理について組合員のご協力をお願いいたします。また、今年も県内で用排水路事故が発生しております。皆様にはくれぐれも注意していただくとともに、高齢者・子供達への注意喚起・見守りなどお願い申し上げます。

終わりに、今年は猛暑に加えてコロナ感染に注意が必要な年です。まだまだ自粛生活が続きますが組合員・関係機関の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、簡単ではありますが挨拶いたします。

第47回 臨時総代会

- 令和元年10月30日
午後1時30分より開催
- 出席総代 36名
- 提出議題
 - ・平成30年度事業報告1件
 - ・平成30年度収支決算関係6件



7議案を原案通り議決しました。

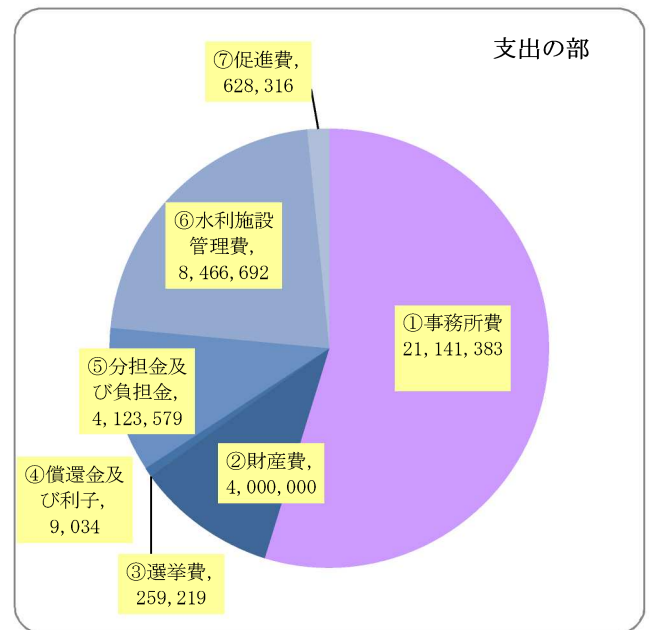
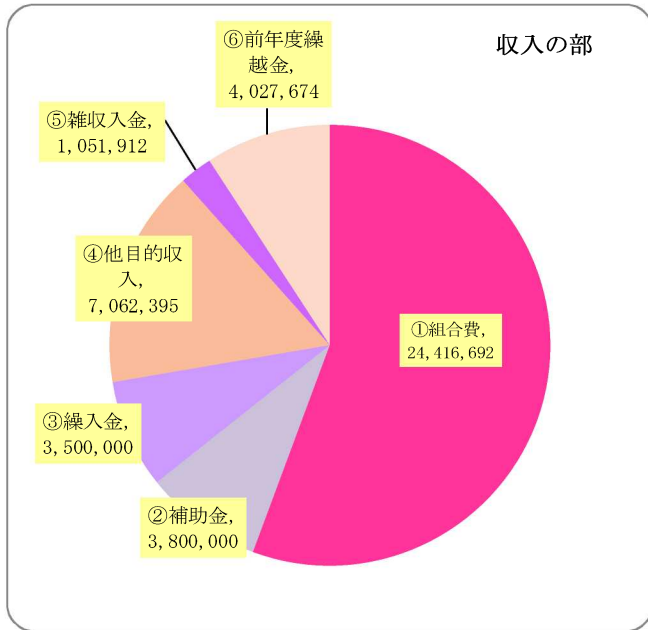
◇総代会開催状況◇

第51回 通常総代会

- 令和2年3月4日 午後1時30分より開催
 - 出席総代 39名
 - 提出議題
 - ・令和元年度事業報告及び土地改良事業の変更、特別会計収支補正予算関係
 - ・令和2年度事業の計画及び会計予算関係5件
 - ・令和2年度預金の預け入れについて他承認事項5件
 - ・呉羽射水山ろく用水定款・規約・諸規程の一部変更について4件
- 19議案を原案通り議決しました。

◇平成30年度 一般会計収支決算書◇ 単位:円

収入合計 43,858,673 支出合計 38,628,223 繰越額 5,230,450



◆平成30年度 特別会計収支決算書◆ 単位:円

土地改良施設維持管理事業会計	
科目	本年度決算額
収入合計	53,860,282
支出合計	34,814,370
次年度繰越金	19,045,912

役職員退職積立金会計	
科目	本年度決算額
収入合計	33,750,963
支出合計	6,745,000
次年度繰越金	27,005,963

財産目録		
	種目	金額
資産の部	流動資産	24,748,831
	特別資産	303,833,330
	固定資産	55,166,680
	合計	383,748,841
負債の部	長期負債	0
	積立金	303,429,330
	合計	303,429,330

農地転用地区除外決済金会計	
科目	本年度決算額
収入合計	17,155,521
支出合計	15,000,000
次年度繰越金	2,155,521

運営積立金会計	
科目	本年度決算額
収入合計	275,767,846
支出合計	1,500,000
次年度繰越金	274,267,846

★土地改良区への通知義務について★

◆組合員資格得喪届◆

- ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合
- ・組合員の死亡により、農地を相続した場合
- ・住所や組合員名を変更する場合
- ・農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合

※この届け出により当土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等が変更されます。

届出がないと賦課金徴収は従来の組合員のままとります。

◆農地転用の申請・届出について◆

農地を宅地等に転用するため、農業委員会に申請する場合は、事前に土地改良区の意見書が必要です。

◆用水路等の施設を他目的に使用するとき◆

宅地への車の乗入れ等の為に、用水路等に橋をかけたい時には、事前に土地改良区へ申請許可が必要です。

★令和2年度 土地改良事業計画★

事業名	地区名	事業量	事業費
1. 県営農村地域防災減災事業	富山市平岡	ため池工 1.0式	105,000千円
2. 県営農村地域防災減災事業	射水池多地区	測量設計 1.0式	35,000千円
3. 県単独土地改良事業	富山市平岡	水路工 L=29m	5,000千円
4. 県単独土地改良事業	射水市山本新	水路工 L=288m	7,500千円

☆令和2年度 一般会計収支予算書☆

収入支出合計 82,975千円

収入の部

支出の部

単位:千円

科 目	本年度予算額	前年度比較	科 目	本年度予算額	前年度比較
①組合費	26,650	1,370	①事務所費	22,647	286
②補助金	13,050	-11,020	②選挙費	0	0
③受託費	2,025	-475	③財産費	0	-3,000
④繰入金	4,000	1,000	④事業費	36,815	-6,655
⑤財産収入	0	0	⑤拠出金	1,610	0
⑥使用料	7,000	0	⑥償還金及び利子	20	0
⑦雑収入金	2,250	-4	⑦分担金及び負担金	2,640	-210
⑧前年度繰越金	28,000	5,954	⑧水利施設管理費	11,480	2,030
			⑨促進費	4,250	4,000
			⑩予備費	3,513	374
合 計	82,975	-3,175	合 計	82,975	-3,175

★令和2年度 特別会計収支予算書★

単位:千円

役職員退職積立金会計

区 分	本年度予算額	前年度比較
収支合計額	27,003	-7

農地転用地区除外決済金会計

区 分	本年度予算額	前年度比較
収支合計額	3,081	1,060

運営積立金会計

区 分	本年度予算額	前年度比較
収支合計額	274,505	-25

☆令和2年度 一般会計賦課金単価☆

算出基準日(令和2年4月1日現在)

種 目	10a当り単価		合 計	発 行	納 期
経常賦課金	田 畑	4,300円	4,300円	1期 令和2年7月22日	令和2年8月5日
				2期 令和2年11月25日	令和2年12月7日

◆令和2年度 農地転用地区除外決済金◆

一般会計 (田、畑)	維持管理決済金	1㎡当り 160円
---------------	---------	-----------

★ 呉羽射水山ろく用水土地改良区は設立50周年を迎えます ★



呉羽射水山ろく用水土地改良区は、昭和45年8月26日に土地改良区の設立認可を受け、今年で50周年を迎えます。

★実施した主な土地改良事業

●県営事業●

- ・かんがい排水事業
- ・畑地帯総合整備事業
- ・水利施設整備事業
- ・ため池防災減災事業

◆開ヶ丘◆



◆呉羽地区◆



◆室住池◆



◆ほ場整備された池多地内◆

◆古洞ダム取水塔◆



県営かんがい排水事業により造成



畑地帯総合整備事業による
区画整理・畑地かんがい



◆呉羽丘陵 ファームポンド◆



◆呉羽丘陵◆

◆中央管理システム◆



県営水利施設整備事業
により改修

●団体営事業●

- ・ほ場整備事業(区画整理)
- ・ため池等整備事業
- ・農免道路整備事業
- ・樹園地農道整備事業
- ・水田転換事業(区画整理)
- ・農道整備事業
- ・総合整備事業(区画整理)
- ・総合整備事業(暗渠排水)
- ・総合整備事業(用排水路)
- ・農地開発事業(農地造成)
- ・かんがい排水事業(排水改良)
- ・施設維持管理事業(修繕保全)



◆射水地内◆

★50周年記念式典及び祝賀会の開催を予定しておりましたが、コロナ感染予防の為中止といたしました。
なお、記念誌は発行予定です。

★ 令和元年度工事完成写真

県単独土地改良事業

- 着工前 -



山本地区



事業費 : 3,000,000円
工事内容 : 管理橋据付
工期 : R1.11.15
~R2.3.27



- 完成 -



維持管理適正化事業

婦中町高塚地区



事業費 : 15,713,500円
工事内容 : 水管橋
整備補修
工期 : R1.10.3
~R2.3.16



◇ 賦課金の徴収について ◇ - 令和2年度より改正 -

1 賦課金の徴収時期

年間賦課金			
1万円未満	1万円以上		
年1回徴収	年2回徴収		
1期賦課金徴収時	1期賦課金徴収	8月5日	
8月5日	2期賦課金徴収	12月7日	

滞納処分について

土地改良区では、長期の賦課金滞納者に県の認可を受けて、滞納処分を執行する事が出来ます。

具体的には

- ・ 不動産・預貯金・給料等の差押え

賦課金は納入期限までに納めて下さい。

2 賦課金の納入に伴う手数料

- ・ 農協の口座引落し(なのはな農協・いみず野農協・あおば農協)
- ・ 組合員による農協・銀行振込
- ・ 組合員により土地改良区に直接持参

- ➡ 手数料は土地改良区負担
- ➡ 手数料は組合員負担
- ➡ 手数料なし

3 口座引落賦課金の領収書について

通帳記入をもって領収書とかわさせていただきます。

なお、領収書が必要な場合は土地改良区までご連絡下さい。